

現行	改定	摘 要
地質・土質調査業務共通仕様書 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定 令和 5年10月 一部改定 令和 6年10月 一部改定 令和 7年10月 一部改定 山梨県県土整備部	地質・土質調査業務共通仕様書 平成 9年 4月 改定 平成18年10月 一部改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 平成29年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 3年10月 一部改定 令和 4年10月 一部改定 令和 5年10月 一部改定 令和 6年10月 一部改定 令和 7年10月 一部改定 令和 8年10月 一部改定 山梨県県土整備部	

現行	改定	摘 要
第 1 章 総 則 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。 第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 第 2 章 機械ボーリング 第 204 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (3) 採取したコア提出の可否は監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 第 7 章 軟弱地盤技術解析 第 702 条 業務内容 3. 現況地盤解析 (1) 地盤破壊	第 1 章 総 則 第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。 第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 7 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 2. 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 第 2 章 機械ボーリング 第 204 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (3) 採取したコア提出の可否は、監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱（コア箱）に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の資料は、1m毎または各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。 第 7 章 軟弱地盤技術解析 第 702 条 業務内容 3. 現況地盤解析 (1) 地盤破壊	

現行	改定	摘 要
設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (3) 地盤圧密 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。 4. 検討対策工法の選定 当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。	設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (3) 地盤圧密沈下 設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。 4. 検討対策工法の選定 当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特性・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。	